

# 公益財団法人 日本極地研究振興会

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本極地研究振興会（以下「振興会」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、振興会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員の報酬は、月額とし、報酬月額は別表1に定める基準の範囲内で理事会の決議を経て理事長が定める。

- 2 常勤役員には、賞与及び退職手当、その他これに類する手当は支給しない。

### (非常勤役員及び評議員の報酬)

第4条 非常勤役員には、定款第27条にかかわらず、報酬は支給しない。

- 2 評議員は、無報酬とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、非常勤役員及び評議員に対し、振興会より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。

### (職員を兼ねる非常勤役員の報酬)

第5条 前条の規定にかかわらず、非常勤役員が職員を兼任するときは、職員としての給与及び手当を支給する。

### (講師及び原稿執筆謝金)

第6条 役員等が理事長よりセミナー、研修会もしくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

### (費用の支払い)

第7条 振興会は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (公表)

第8条 振興会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。(平成 30 年 6 月 6 日評議員会議決)

別表 1 (第 3 条 1 項関係)

役員の種類	報酬額
常勤役員	月額 200,000 円以内